

(6) 当審査会は、令和3年6月4日に審査請求人から意見書の提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

存否応答拒否処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

条例の前文では、条例における解釈及び運用の基本原則として、「この条例は、県民の知る権利を保障するため公文書の開示に関し必要な事項を定める等情報公開を総合的に推進することにより、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政参加を一層進め、もって地方自治の本旨に即した公正で透明な開かれた県政の推進に寄与することを目的とする。」と定めている。情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが、条例の趣旨であると考えられる。

条例第13条（存否応答拒否）は安易に用いてはならない。存否を明らかにした場合発生する損害が重大な場合に限り適用するべきである。存否応答拒否を安易に適用することを許すと、「情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保すること」が不可能となる。

実施機関は、本件存否応答拒否処分の通知で「開示請求された公文書について当該公文書の存否を答えることは、特定の個人の勤務先を明らかにするものであり、条例第10条第1号で不開示情報として規定する、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものを開示することとなるため、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否します。」と理由付記している。しかし、この理由付記について、条例第11条第2項は、開示請求に係る公文書に条例第10条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の

権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、条例第11条第1項の規定を適用すると規定している。つまり、本文書の氏名、生年月日等を黒塗りにして開示すれば、黒塗りの残りの部分は第10条第1号の情報には当たらない。条例第10条第1号の不開示情報を開示することになるとの理由付記は誤りである。

また、本件公表は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第22条第2項の規定による情報提供である。〇〇〇〇法人に勤務する埼玉県在住の〇〇代の〇〇〇〇の新型コロナウイルス感染が令和〇年〇月〇〇日（〇）に判明した事実（以下「本件公表事実」という。）は同法人が〇月〇〇日に公表し、現在も同法人のホームページで公表を続けている。本件公表事実は、条例第10条第1号ただし書イ（法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報）に該当する。したがって、本文書の存否を明らかにしても、条例第10条第1号の不開示情報を開示することにはならない。

（3） 意見書の趣旨

国の情報公開・個人情報保護審査会は、平成25年12月4日付「平成25年度（行情）答申第300号」（事件名：横浜地方裁判所特定事件番号損害賠償請求事件について関係機関から受けた文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件）において、国土交通大臣が特定市ホームページで公表した事実を存否応答拒否とした処分を取り消すべきとする答申を行っている。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

埼玉県では、県民の新型コロナウイルス感染症に対する感染防止意識を高め、感染の拡大を防ぐため、陽性者の発生状況を広く情報提供することとし、報道発表や県ホームページへの掲載を行っている。新型コロナウイルス感染者への差別や偏見が社会問題にもなっている中、この公表にあたっては、個人が特定される情報を、細心の注意を払っ

て除外するとともに、本人の同意を得られた情報のみを公表している。

仮に本件開示請求に係る公文書が存在するとして開示・不開示の決定をした場合、公文書開示請求に記載された法人の特定の人には、その法人のホームページで公表している情報と、本県ホームページで公表している情報が関連付けられ、本県ホームページから個人の情報が判別できてしまう可能性が高い。

審査請求人は、審査請求書において「本件公表事実は、情報公開条例第10条第1号ただし書イ（法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報）に該当する」及び「本件文書の存否を明らかにしても、条例第10条第1号の不開示情報を開示することにはならない。」としているが、〇〇がそのような公表をしているとしても、県が同意を得ていない情報は公表しないことには変わりはない。開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることで、本人の同意を得ていない情報を公にすることになるから、存否応答拒否としたものである。

5 審査会の判断

(1) 本件処分の妥当性について

ア 条例の定め

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求があった場合、通常は請求に係る公文書が存在すれば、それを対象文書として特定し、開示又は不開示の決定が行われ、公文書が存在していなければ、不存在を理由として不開示の決定が行われる。しかしながら、特定の個人の病歴や犯罪歴など存否自体を明らかにし難い情報の請求や、特定の者又は特定の事項を名指しした探索的な請求などについては、開示請求に係る公文書の存否を認めること自体が、条例第10条各号に規定する不開示情報を開示することとなり、当該規定が保護する利益を損なう場合があることから、条例第13条は、当該公

文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を認めている。

イ 本件処分の要件充足性について

実施機関は、開示請求された公文書について当該公文書の存否を答えることは、条例第10条第1号で不開示情報として規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものを開示することになるとして、存否を明らかにせず不開示決定を行っている。そこで、本件開示請求に係る公文書の存否を答えることが条例第10条第1号の不開示情報を開示することになるのか、検討する。

条例第10条第1号本文は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

ところで、本件開示請求は、〇〇〇〇法人〇〇〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇〇〇」という。）のホームページに記載された新型コロナウイルス感染者に関する請求であり、特定の勤務先に在籍する感染者を指定してなされたものである。審査請求人が指定したホームページを確認すると、新型コロナウイルス感染者に関する情報が公表されており、年代、職等、性別、居住地、判明日、備考の項目が掲載されていることがわかる。

また、県ホームページを確認すると、「県政ニュース（報道発表資料）」のページに「新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について」の記事があり、当該記事の「別紙」において、新型コロナウイルス感染者の年代、性別、国籍、職業、居住地、発症日、発症時症状、PCR陽性日、同居家族、濃厚接触者、その他（現在は、年代、性別、国籍、職業、居住地、発症日、発症時症状、陽性判明日、感染源と思われる接触、同居家族等、濃厚接触者）の項目が公表されている。

さらに、〇〇〇〇〇〇のホームページには〇〇紹介のページが存在するので、その情報から一定程度対象者を絞り込むことができるうえ、〇〇〇〇〇〇という特定の組織に絞り込まれていることから本件に関連する情報を収集しやすい面があることも否定できない。

以上からすると、仮に開示請求に係る公文書が存在するとして、審査請求人が主張するとおり、不開示情報に該当する部分を不開示としたうえで部分開示決定をするにしても、当該公文書の存在が明らかになれば、本件に係る上記の各種の情報を接合することによって個人を識別することができてしまう可能性がある。そのため、本件開示請求に係る公文書の存否を答えることが条例第10条第1号の不開示情報を開示することになると指摘できる。

ウ 条例第10条第1号イ該当性について

条例は、第10条第1号ただし書イにおいて、「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、不開示情報から除くものとしている。

この点に関連し、審査請求人は、本件処分について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条第2項により、条例第10条第1号ただし書イに該当することから不開示情報ではない旨主張する。しかし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条第2項は、情報提供に関する施策の充実に努めるものである旨の内容であり、条例第10条第1号ただし書イの理由として直接関係するものではない。したがって、開示請求に係る公文書に記録されている情報が条例第10条第1号ただし書イに該当することを理由に本件処分の妥当性を否定するのは適切ではない。

エ 小括

以上から、開示請求に係る公文書の存否を答えることが条例第10条第1号の不開示情報を開示することになるといえるから、本件の存否応答拒否決定は妥当である。

(2) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

土田 伸也、今泉 千晶、武市 周作

審議の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-----------|-----------------------------|
| 令和3年2月2日 | 諮問(諮問第328号)を受け、弁明書の写しを受理 |
| 令和3年4月21日 | 審議(第一部会第147回審査会) |
| 令和3年5月26日 | 実施機関から意見聴取及び審議(第一部会第148回審議) |
| 令和3年6月4日 | 審査請求人から意見書を受理 |
| 令和3年6月30日 | 審議(第一部会第149回審議) |
| 令和3年8月20日 | 答申 |